介護職員処遇改善加算に関する書類等 提出先一覧

提出先		加昇に因うる首規・近山九 見加算に係る管轄(地域)等
		・複数の都道府県に事業展開
健康長寿推進課 (介護サービス振興担当)		(この内、県内事業所分に係る加算の届出)
甲府市丸の内 1 − 6 − 1 TEL: 055-223-1455 FAX: 055-223-1469		・複数の保健福祉事務所の管轄地域に事業展開 (加算の対象とならない介護サービス事業所を除く) (例) 訪問介護事業所を甲斐市+笛吹市で事業展開する事業者
		・1 つの保健福祉事務所管轄地域のみに事業展開 (上記以外の事業者)
各保健福祉事務所		※地域密着型サービスのみ事業展開する事業者は除く。 ※県・市町村の両指定権者から指定を受けて事業展開する 事業者は、県・市町村の両方へ書類提出が必要。
管轄一	中北保健福祉事務所 (長寿介護課) 韮崎市本町4-2-4 TEL: 0551-23-3444 FAX: 0551-23-3445	韮崎市・南アルプス市・北杜市 甲斐市・中央市・昭和町
	映東保健福祉事務所 (長寿介護課) 山梨市下井尻126-1 TEL: 0553-20-2796 FAX: 0553-20-2754	山梨市・笛吹市・甲州市
	峡南保健福祉事務所 (長寿介護課) 南巨摩郡富士川町鰍沢 7 7 1 - 2 TEL: 0556-22-8146 FAX: 0556-22-8147	市川三郷町・富士川町・早川町身延町・南部町
	富士・東部保健福祉事務所 (長寿介護課) 富士吉田市上吉田1-2-5 TEL: 0555-24-9043 FAX: 0555-24-9037	富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・道志村・西桂町 忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村
市町村		・地域密着に係るサービスの指定を受けたそれぞれの市町村 ※複数の市町村から指定を受けている場合は、指定を受けてい る全ての市町村に提出が必要。
		(例) 地域密着型通所介護事業所の所在市町村が韮崎市である 事業者が、甲斐市の利用者を受け入れている場合(甲斐 市の指定を受けている場合)は、韮崎・甲斐の両市に提 出が必要

^{*}甲府市が中核市に移行したため、甲府市内に事業を展開する事業所等は、同市への書類提出が必要。